

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

福建省福州市中級人民法院による米マイクロン社製品の 仮差止め発表について

1. はじめに

2018年7月6日、現地メディアは、7月5日にマイクロンが、福建省福州市中級人民法院から、専利侵害による仮差止めの裁定を受け取ったと報じた。本仮差止めにより、マイクロンの中国における製品の製造、販売が禁止されることになる。本稿では、当該仮差止めに関する現地の複数の報道に基づき、状況を紹介する。

2. 仮差止めの状況

本仮差し止めは、2018年1月19日に台湾聯通電子(UMC。ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス。以下、聯通公司という)と福建省晋華集成電路有限公司(JHICC。以下、晋華公司という)が福州市中級人民法院に提起した専利侵害訴訟(26種類の製品差止め、訴訟請求額は1.96億元)において法院が認めたものである。

当該侵害訴訟に先立ち、2017年12月には、マイクロンが、元従業員が技術資料を窃取して晋華公司へ移ったとして、米国カリフォルニア州と台湾で営業秘密侵害の訴訟を提起していた。当該侵害訴訟は、この営業秘密侵害訴訟への対抗措置とみられている。また、米中貿易戦争に絡めた報道もある。

搜狐の関連記事(http://www.sohu.com/a/239429673_609238)等によれば、7月5日にマイクロンが法院から受け取った裁定((2018)閩01民初137号之二「民事裁定书」)では、マイクロン半導体販売(上海)有限公司が直ちに、Crucial DDR424008G ノート用 Flash memory 及び C9BGM chip 等 17 種類の販売、輸入を停止し、そのサイトの上記製品についての宣伝広告、販売リンクの情報を削除すること、及び、マイクロン半導体(西安)有限責任会社が直ちに、Ballistix DDR4 2400 8G 及び BX chip 等 12 種類の RAM 製品の製造、販売、輸入を停止することが命じられた(その他、アモイ思明区信通源計算機経営部へも仮差し止めも命じられた)。

3. 仮差止めで用いられた専利

上記搜狐の記事では、晋華公司与聯電公司の声明から、今回の訴訟で使われた専利が専利番号：ZL03100966.2、専利権者：聯華電子股份有限公司であると分析している。一方、与非網の記事 (<http://www.eefocus.com/mcu-dsp/m/415279>) では、専利授權公告番号：CN101604673B 等が用いられたと分析されており、真偽は不明である（勿論、複数の専利が用いられた可能性はある）。参考までに、中国の検索サイト cnipr で検索した当該2件の専利の請求項1日本語訳を以下に記載する。なお、1件目の専利は米国にファミリーを1件有し、2件目の専利にファミリーはない。

1 件目専利：ZL03100966.2（授權公告番号：CN100345297C）

「論理集積回路に用いられる組み込み容量性素子であって、
基材と、
該基材に垂直な第一金属層を有するキャパシタ構造と、
該キャパシタ構造に隣接し、該基材上にあるダマシ構造を有する組み込み容量性素子。」

2 件目専利 授權公告番号：CN101604673B

「はんだパッドを覆い、かつ、該はんだパッドを一部露出させる開口部を有する保護層とを含む、能動回路構造上方に位置するはんだパッド構造であって、
該能動回路の最上層金属層は、該最上層金属層の開口部下方に位置する一部を支持層とし、該支持層が少なくとも一つのスリットを有し、かつ、該最上層金属層が複数の層間穴プラグを通して該はんだパッドと電氣的に接続される。」

4. 仮差止めの効力

複数の報道から、今回の仮差止めは、訴訟中の行為保全（民訴第100条）と考えられる。保全措置をとると裁定された場合、直ちに執行が開始される（民訴第100条第3項）。マイクロンは裁定に不服があれば、復議を一度申請することができるが、復議期間中裁定の執行は停止されない（民訴第108条）。マイクロンの発表によると、仮差止めを遵守するとともに、該裁決の執行の中止を申請するとしており、上記復議を申請したものと思われる。

一般に裁判官は、特許のように技術的な判断が難しいケースでは、保全に対して積極的ではないとされるが、保全は裁判官の裁量が大きい措置でもある。今回は上記2件の専利のいずれも構造は比較的シンプルであるため、裁判官が侵害の可能性が高いとして仮差止めを認めたとも考えられる。

なお、マイクロン社のコメントでは、既に専利復審委員会へ強力な証拠を提出したとしており、無効審判が提起されているようである。仮に専利が無効になった場合、仮差止め申請に誤りがあったとして、申請人は、被申請人が保全により受けた損失を賠償しなければならない（民訴第105条）。

5. おわりに

現地では、7月3日～6日にマイクロン仮差止めの報道が集中的にされた後、本原稿執筆時点（7月31日）までの間に大きな追加報道はなく、当事者は現在紛争解決に向けて

様々な取組みを行っている最中であると推測される。侵害訴訟や無効審判の審理がいつ行われるかは不明であり、また、先の営業秘密侵害訴訟と絡めて当事者が和解する可能性もあり、今後も紛争動向を注視する必要がある。

以上

2018年8月6日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com